

境界確認証明願に関する注意事項

土地所有者本人以外からの申請について

○代理人になれる者

- ・ 行政書士（行政書士法第1条の2第1項）
- ・ 土地家屋調査士（土地家屋調査士法第3条第1項1号）

《代理人が申請人となる場合の提出書類》

- ・ 境界確認証明願
- ・ 案内図
- ・ 測量図
- ・ 公図の写し
- ・ 委任状

※委任状は、本人の意思確認を強く求めるものとして押印の省略は不可とする。

○代理人以外の者

（代理人になれる者は、代理人欄には記入しないでください。）

- ・ 測量業者
- ・ 親族
- ・ その他

《代理人以外が申請人となる場合の提出書類》

- ・ 境界確認証明願
（土地所有者本人の使者扱いとなるため、代理人欄の記入はできません。）
- ・ 案内図
- ・ 測量図
- ・ 公図の写し

※申請人が記載した書類を、申請人の代わりに提出することは可能です。但し、書類に不備があった場合、その場で訂正ができません。申請書は返却しますので、申請人本人に訂正して頂いたうえで再提出してください。